

その他 ノーネクタイ等働きやすい服装の通年実施の試行について

これまで、本市では、節電や省エネルギー対策の一環として、夏季における職員の軽装「クールビズ (COOL BIZ)」を実施してきました。

本年度からは、地球温暖化対策の具体的取組として、年間を通して過度な冷房や暖房に頼らない室温管理に努めることとし、ノーネクタイ等働きやすい服装での勤務の通年実施を試行することとしましたので、お知らせします。

1 試行期間

令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

2 職員の服装

- (1) 1年を通して、執務時間中の上着、ネクタイの着用を要しないこととします。
- (2) これまで実施していたクールビズ期間 (5月1日から9月30日まで) においては、ポロシャツ等の着用を可とします。

ただし、公式の来客応対をする場合や式典の出席等、社会通念上必要と判断される場合においてはネクタイ等を着用します。

- (3) ウォームビズ期間 (11月1日から3月31日まで) においては、セーターやカーディガンの着用、ブランケットの活用など、個々に防寒対策を工夫することとします。

3 対象職員

全職員を対象としますが、貸与被服の着用の必要がある部署や業務の状況等、特別の事情がある場合は、この取組の対象外とします。

職員一人ひとりが快適と感じる職場環境作りを推進し、ストレスの軽減や業務効率の向上を図るとともに、より一層の市民サービス向上にもつなげていきます。